

社会福祉法人心侑会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人居宅介護等事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ニ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人心侑会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道函館市亀田港町56番12号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任

- ・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支給しない。ただし、評議員には、別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招 集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により選出する。

（決 議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法人第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のうちいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬は、これを支給しない。ただし、理事及び監事には、別に定める規程により費用を弁償することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(2) 公益事業に関する重要な事項

(3) その他定款で定められた事項

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 北海道函館市亀田港町 456 番 1 所在の特別養護老人ホームあい亀田港の敷地
(1,590.03 平方メートル)

(2) 北海道函館市亀田港町 456 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建家屋番号
456 番 1 の特別養護老人ホームあい亀田港の建物 1 棟(延 2,855.02 平方メートル)
附属建物の表示

符号 1 物置

鉄板造鉄板屋根平家建(2.86 平方メートル)

(3) 北海道函館市昭和 3 丁目 361 番 1 所在のグループホームあいの敷地
(462.81 平方メートル)

(4) 北海道函館市昭和 3 丁目 361 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建家屋番号
361 番 1 のグループホームあいの建物 1 棟(延 484.62 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続

きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、評議員会の承認を得て、函館市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、函館市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。

(保有株式に係る議決権行使)

第 38 条 保有株式を処分する場合は、理事総数の 3 分の 2 以上の決議を得た上で、評議員会の承認を受けなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 特定施設入居者生活介護事業

(3) 福祉用具貸与事業

(4) 特定福祉用具販売事業

(5) サービス付き高齢者向け住宅の経営

(6) 移送サービス事業

(7) 地域支援事業

(8) 函館市生きがい活動支援通所事業の受託

(9) 介護保険法及び生活保護法に定める訪問調査の受託

(10) 函館市地域包括支援センター各拠点における予防支援業務の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解 散

(解 散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、函館市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を函館市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人心侑会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大	倉	健	治	
理事	大	倉	和	美	
理事	中	尾	仁	彦	
理事	能	登	谷	明	子
理事	松	田		聡	
理事	大	中	圭	一	
監事	蛭	子	井	眞	市
監事	小	川	洋	一	

附則 この定款は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附則 この定款は、平成 26 年 4 月 14 日から施行する。

附則 この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

評議員会・理事会の法人業務決定事項

定款第 1 1 条・2 6 条による業務決定事項の内容	評議員会	理事会
(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告	○	○
(2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄	○	○
(3) 定款の変更	○	○
(4) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定	○	○
(5) 社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○	○
(6) 定款細則、経理規程等法人の運営に関する規程等の制定及び変更		○
(7) 施設長の任免その他重要な人事		○
(8) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約 (予算内)		○
(9) 役員報酬等に関する事項	○	○
(10) 評議員選任、解任候補者の推薦		○
(11) その他、法人の業務に関する事項	○	○

別表2 (第4条関係)

事案決裁専決事項

(一般・人事に関する事案)

事案		役職名	理事長	施設長	備考
			専決	専決	
1	法人業務の基本に関すること		○		
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること		○		
3	予算の編成及び決算の調整に関すること		○		
4	予算の流用及び予備費の支出		○		
5	設備資金の借り入れに係る契約で予算の範囲内のもの		○		
6	公示・公告に関すること		○		
7	寄付の募集及び受領に関すること		○		
8	訴訟に関すること		○		
9	債権の免除・効力の変更に関すること		○		
10	法人の組織及び権限に関すること		○		
11	職員の任免に関すること		○		
12	職員の配置に関すること			○	
13	臨時職員、嘱託員の採用に関すること		医師 ○	○	
14	職員の休暇・欠勤・職務免除に関すること			○	
15	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること			○	
16	職員の初任給に関すること		施設長 ○	所属職員 ○	
17	職員の昇級決定に関すること		○	所属職員 ○	
18	職員の昇級に関すること			○	

事 案 決 裁 専 決 事 項

事 案		役職名	理事長	施設長	備 考
			専 決	専 決	
19	休職、復職、退職、育児、介護休業に関する事		○		
20	職員の表彰、制裁、解雇に関する事		○		
21	職員の人事記録及び身分証明書に関する事			○	
22	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事		○		
23	職員健康診断の実施に関する事			○	
24	被服貸与等に関する事			○	
25	利用者の日常の処遇に関する事			○	
26	利用者の預り金の日常の管理に関する事			○	
27	施設設備の保守管理、物品の修理等に関する事			○	
28	薬品・給食材料の処分に関する事			○	
29	自動車の運行管理に関する事			○	
30	官公庁に対する許認可申請及び届け出に関する事		重大 ○	軽易 ○	
31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事			○	
32	職員の研修に関する事			○	
33	諸証明に関する事			○	
34	金融機関を指定する事		○		

※ 専決事項の内、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

(法人収入に関する事案)

事 案		役職名		備 考
		理事長 専 決	施設長 専 決	
1	委託費及び補助金の収入に関する事案	○		
2	過誤納金の充当又は還付に関する事案		○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関する事案	○		
4	受贈の承認・寄付金に関する事案	○		
5	その他の収入に関する事案		○	

(法人支出に関する事案)

事 案		役職名		備 考
		理事長 専 決	施設長 専 決	
1	物品の購入及び売却に関する事案	○		
2	請負又は委託に関する事案	○		
3	給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事案	給与 ○	その他 ○	
4	分担金、負担金に関する事案	○		
5	緊急を要する物品の購入		○	

注1 理事長の専決事項については、執行後、直近に開催される理事会に報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。

別表3 規程の議決分掌表（例示）

規 程 等	理事会での議決規程	理事長の専決規程
定款細則	○	
法人組織規程	○	
評議員選任・解任委員会設置運営規程	○	
役員・評議員等報酬及び旅費規程	○	
監事監査規程	○	
資金運用規程	○	
経理規程	○	
就業規則（正規、有期）	○	
給与規程	○	
旅費規程	○	
育児・介護休業規則	○	
短時間雇用管理者規程		○
宿直に関する規程		○
被服貸与規程		○
文書管理規定		○
公印取扱規程	○	
懲戒委員会規程	○	
施設運営規程	○	
重要事項説明書		○
契約書		○
個人情報保護規定	○	
利用者の権利擁護規程	○	
利用者預り金等取扱規程		○
情報公開・開示規程	○	
ホームページ運営規程		○
安全衛生管理規程		○
危機管理対応委員会規程		○
消防計画、応援協定		○
セクハラ防止規程	○	
セクハラ苦情処理委員会規程		○
施設所有自動車管理規定		○

社会福祉法人心侑会定款細則

第1章 総則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人心侑会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人心侑会定款（以下「定款」という。）第44条の規定により、法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営及び法人の経営にかかる特別養護老人ホーム等の施設運営に関し、評議員会及び理事会の業務の決定事項並びに理事長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本意に立ち、民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第11条第1項及び定款第26条第1項の規定による評議員会・理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第26条第1項ただし書きの規定による理事長及び施設長の専決事項については、別表2のとおりとする。

3 規程、規則等の制定改廃に係る議決分掌については、別表3のとおりとする。

第2章 役員等の選任

(評議員選任・解任委員会)

第5条 定款第6条に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の委員は理事会の承認を得た上で、理事長が委嘱する。

2 委員会の運営細則は、理事会の議決を得た上で別に定める。

(評議員の選任)

第6条 評議員の選任は、評議員選任・解任委員会の決議により行い。理事長が委嘱する。

(理事及び監事の選任)

第7条 理事及び監事の選任は評議員会において行い、理事長が委嘱する。

第3章 評議員会及び理事会

(評議員会の招集)

第8条 評議員会は、定款第13条に基づき理事会の決議により理事長が招集する。この場合、定時評議員会については、理事会の決議後開催予定日の2週間前、その他の評議員会の開催については、理事会の決議を得た上で開催予定日の少なくとも1週間前までに開催の日時、場所及び付議事項を各評議員に通知するものとする。

2 前項の付議事項については、定款第11条による。

(理事会の招集)

第9条 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 前項の付議事項については定款第26条によるほか、次のとおりとする。

- (1) 事業計画案
- (2) 事業予算案
- (3) 補正予算案
- (4) 事業報告
- (5) 決算報告
- (6) 定時評議員会の日程
- (7) その他必要な事項

(資料の提出)

第10条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、1週間前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第11条 評議員及び理事・監事は会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に意思表示するものとする。

(開会及び閉会)

第12条 評議員会及び理事会の開会・閉会は、議長が宣言する。

(評決の方法)

第13条 評議員会及び理事会における評決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員及び理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、評決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第 14 条 理事会における議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

- 2 理事会における特別多数決 (3 分の 2 以上で決定) 要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。
- 3 評議員会における議長の議決権は、可否同数のときに行使するものとする。
- 4 評議員会における特別多数決 (3 分の 2 以上で決定) 要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(議事録等)

第 15 条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席者氏名、欠席者氏名
 - (4) 理事及び評議員定数
 - (5) 定款の引用及び議長による定足数の確認
 - (6) 議事録署名人
 - (7) 議案
 - (8) 議案に対する発言内容及び発言者氏名
 - (9) 議案に関する表決結果及び議案に反対の理事及び評議員がある場合、その氏名
 - (10) 評議員会の議事録については定款第 15 条、理事会の議事録については、定款第 29 条によりそれぞれ署名又は記名押印する
 - (11) その他必要な事項
- 2 作成した議事録は、10 年間保管し、また、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第 4 章 監 事

(理事会への出席)

第 16 条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第 17 条 定款第 20 条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が「監事監査規程」を作成するものとする。

なお、監事監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認するとともに、事業報告書原案を精査し、併せて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第5章 欠員補充等

(役員及び評議員の欠員補充)

第18条 役員及び評議員に欠員が生じた場合は、概ね3ヶ月以内に補充選任を行うものとする。

第6章 雑則

(事業計画及び予算執行の特例)

第19条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成25年6月7日から施行する。
- 2 この細則は、平成27年3月6日一部改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、平成28年12月20日一部改正し、平成29年4月1日から施行する。